

議 事 日 程 （第 2 号）

平成25年 3 月 6 日（水曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第28号 東白川村議会の議員の平成25年度における期末手当の割合の特例に関する
条例について
- 日程第 3 議案第29号 東白川村常勤の特別職職員の平成25年度における期末手当の割合の特例に
関する条例について
- 日程第 4 議案第30号 東白川村教育長の平成25年度における期末手当の割合の特例に関する条例
について
- 日程第 5 議案第31号 東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第32号 東白川村定住促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第33号 平成25年度東白川村一般会計予算
- 日程第 8 議案第34号 平成25年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第35号 平成25年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第36号 平成25年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第11 議案第37号 平成25年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第12 議案第38号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第13 議案第39号 平成25年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員（7名）

1 番	村 雲 辰 善	2 番	桂 川 一 喜
3 番	樋 口 春 市	4 番	服 田 順 次
5 番	今 井 保 都	6 番	安 倍 徹
7 番	安 江 祐 策		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	安 江 弘 企	総 務 課 長	松 岡 安 幸
会 計 管 理 者	安 江 誠	村 民 課 長	安 江 清 高
産 業 建 設 課 長	小 池 毅	教 育 課 長	安 江 良 浩
国 保 診 療 所 事 務 局 長	安 江 宏	監 査 委 員	安 江 正 彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
書 記 今 井 修 輔

◎開議の宣告

○議長（安江祐策君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江祐策君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 今井保都君、6番 安倍徹君を指名します。

◎議案第28号から議案第39号までについて（提案説明）

○議長（安江祐策君）

日程第2、議案第28号 東白川村議会の議員の平成25年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから日程第13、議案第39号 平成25年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの12件を、3月5日に引き続き新年度予算関連により一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第28号 東白川村議会の議員の平成25年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。東白川村議会の議員の平成25年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成25年3月5日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村議会の議員の平成25年度における期末手当の割合の特例に関する条例。

平成25年度に限り、東白川村議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の142.5」とあるのは「100分の135.375」。この部分につきましては、6月の期末手当の率でございます。それから、その下の「100分の170」とあるのは「100分の161.5」。ここは、12月の期末手当の部分でございます。

附則、この条例は平成25年4月1日から施行する。前年度に引き続きまして、期末手当の割合を5%カットするというものでございます。

続きまして、議案第29号 東白川村常勤の特別職職員の平成25年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。東白川村常勤の特別職職員の平成25年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成25年3月5日提出、東白川村長。

次のページの、東白川村常勤の特別職職員の平成25年度における期末手当の割合の特例に関する条例。

平成25年度に限り、東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の190」とあるのは「100分の180.5」。ここにつきましては、6月分の期末手当でございます。それと、「100分の205」とあるのは「100分の194.75」とする。この部分は、12月分でございます。

附則、この条例は平成25年4月1日から施行する。ここも、村長の期末手当でございますが、前年に引き続きまして5%カットするというものでございます。

続きまして、議案第30号 東白川村教育長の平成25年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。東白川村教育長の平成25年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成25年3月5日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村教育長の平成25年度における期末手当の割合の特例に関する条例。

平成25年度に限り、東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の190」とあるのは「100分の180.5」。ここは6月分の期末手当でございます。それと、「100分の205」とあるのは「100分の194.75」とする。この部分は、12月分の期末手当でございます。

附則、この条例は平成25年4月1日から施行する。ここにつきましても、教育長の期末手当を前年に引き続き5%カットするというものでございます。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第31号 東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成25年3月5日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を次のように改正するというで文言が載っておりますけれども、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

この条例改正の目的は、今、乳幼児医療費が中学校卒業するまでを対象にしておりますけれども、新年度からは満18歳に達した最初の3月末までに変更するものでございます。文言を、乳幼児等医療費の名称を子ども医療費というふうに改めさせていただきますので、各条で乳幼児等と書いてあるところは子どもに変わっておりますし、第2条の1号のところですが、満15歳に達する日以後における最初の3月31日となっておりますのを、満18歳に変えさせていただきますものでございます。あとの条項も、乳幼児から子どもに字句の訂正をするものでございます。高校生だけではなくて、満18歳未満であれば、勤労している方でも結婚している方も全て対象とするものでございます。

戻っていただきまして、附則のところですが、この条例は平成25年4月1日から施行するというふうになっております。

次でございますけれども、議案第32号 東白川村定住促進条例の一部を改正する条例について。東白川村定住促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成25年3月5日提出、東白川村長。

1枚おめくりいただきまして、東白川村定住促進条例の一部を改正する条例。東白川村定住促進条例の一部を次のように改正するというので、こちらも新旧対照表、一番最後のページですけれども、ごらんいただきたいと思います。

定住促進事業として、住宅新築とか中古住宅購入改修等の助成を現在行っておりますけれども、村内へ引っ越してみえて、民間の空き家とか農家を借りて入られる場合ですが、水道を引いて加入してみえればいいですけれども、水道がもう切ってしまっていると新たにまた40万円の負担金をもらわなければならないですし、CATVも10万円の負担金が必要になるということでございますので、そういった方に助成を25年度からしたいということでございます。具体的に言いますと、25年度については、水道については、村営住宅で使わない加入権があるので、それを無償で貸与したいと思っておりますし、CATVについては10万円の負担金を出してもらって、補助金としてまたお返しするというようなことを予定しております。

この5号のところは、先ほどの乳幼児医療から子ども医療に変わりますので、その名称変更ということでございます。

お戻りいただきまして、附則のところですが、この条例は平成25年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

参事 安江弘企君。

○参事（安江弘企君）

議案第33号からは、別冊で朗読説明をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

議案第33号 平成25年度東白川村一般会計予算。平成25年度東白川村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億7,000万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、記債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定める。

（歳出予算の流用）第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用と定める。平成25年

3月5日提出、東白川村長。

3ページからの第1表の歳入歳出予算ですけれども、ここは、款のみ朗読をさせていただきます。

1 款村税 1 億9,000万円、2 款地方譲与税 2,730万円、3 款利子割交付金 50万円、4 款配当割交付金 10万円、5 款株式等譲渡所得割交付金 10万円、6 款地方消費税交付金 2,300万円、7 款自動車取得税交付金 500万円、8 款地方特例交付金 50万円、9 款地方交付税 9 億1,500万円、11 款分担金及び負担金 1,022万円、12 款使用料及び手数料 6,552万円、13 款国庫支出金 9,125万円、14 款県支出金 1 億3,655万円、15 款財産収入 1,082万円、16 款寄附金 30万円、17 款繰入金 130万円、18 款繰越金 3 億7,668万円、19 款諸収入 1,966万円、20 款村債 1 億9,620万円、歳入合計ですけれども 20 億7,000万円。
次のページ、歳出になります。

1 款議会費 3,788万円、2 款総務費 3 億7,140万円、3 款民生費 4 億111万円、4 款衛生費 3 億5,261万円、6 款農林水産業費 1 億7,689万円、7 款商工費 8,286万円、8 款土木費 1 億5,888万円、9 款消防費 7,210万円、10 款教育費 1 億3,294万円、災害復旧費はゼロでございます。12 款公債費 2 億8,233万円、14 款予備費 100万円、歳出合計ですけれども 20 億7,000万円。

8ページになりますけれども、第2表 債務負担行為でございますけれども、美濃東部農用地総合整備事業償還金、期間が平成26年度から平成39年度で、限度額が171万2,000円。エコトピア第2から4期住宅賃貸料、期間ですけれども平成26年度から平成37年度まで、2,773万9,000円。

9ページになりますけれども、第3表 地方債でございますけれども、起債の目的、一般公共事業、限度額が1,500万円、起債の方法ですけれども普通貸借、利率が4%。償還の方法、政府資金については、その融資条件に、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据え置き措置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができる。

自然災害防止債、限度額が680万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、以降につきましては同じでございますので、朗読を省略させていただきます。

過疎対策事業 1 億440万円。

臨時財政対策事業 7,000万円。

次に、議案第34号 平成25年度東白川村国民健康保険特別会計予算。平成25年度東白川村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億5,890万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は、2,000万円と定める。平成25年3月5日提出、東白川村長。

11ページですが、第1表 歳入歳出予算。

歳入で、1 款国民健康保険税 6,833万円、2 款使用料及び手数料 1 万円、3 款国庫支出金 8,179万7,000円、4 款療養給付費交付金 979万円、5 款前期高齢者交付金 9,551万円、6 款県支出金 1,828万円、7 款共同事業交付金 3,537万円、8 款財産収入 1 万円、9 款繰入金 4,935万9,000円、10 款繰越

金 9 万 9,000 円、11 款 諸収入 34 万 5,000 円、歳入合計ですけれども 3 億 5,890 万円。

13 ページ、歳出でございます。

1 款 総務費 1,141 万 5,000 円、2 款 保険給付費 2 億 3,744 万円、3 款 後期高齢者支援金等 4,266 万円、4 款 前期高齢者納付金等 7 万円、5 款 老人保健拠出金 1 万円、6 款 介護納付金 1,778 万円、7 款 共同事業拠出金 3,007 万円、8 款 保健事業費 356 万 8,000 円、9 款 基金積立金 1,001 万円、10 款 諸支出金 577 万 7,000 円、11 款 予備費 10 万円、歳出合計ですけれども 3 億 5,890 万円。

次に、議案第 35 号 平成 25 年度 東白川村 介護保険特別会計 予算。平成 25 年度 東白川村 介護保険特別予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 5,460 万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000 万円と定める。平成 25 年 3 月 5 日提出、東白川村長。

16 ページ、第 1 表 歳入歳出予算、歳入です。

1 款 保険料 3,440 万 8,000 円、2 款 使用料及び手数料 8,000 円、3 款 国庫支出金 6,781 万 8,000 円、4 款 支払基金交付金 6,972 万円、5 款 県支出金 3,453 万 2,000 円、6 款 繰入金 4,250 万円、7 款 繰越金 511 万 2,000 円、8 款 諸収入 49 万 3,000 円、10 款 財産収入 9,000 円、歳入合計が 2 億 5,460 万円。

18 ページ、歳出です。

1 款 総務費 908 万 8,000 円、2 款 保険給付費 2 億 4,006 万円、4 款 基金積立金 1 万円、5 款 地域支援事業費 528 万 4,000 円、6 款 公債費 1 万円、7 款 諸支出金 4 万 8,000 円、8 款 予備費 10 万円、歳出合計 2 億 5,460 万円。

議案第 36 号 平成 25 年度 東白川村 簡易水道特別会計 予算。平成 25 年度 東白川村 簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 4,620 万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金) 第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000 万円と定める。平成 25 年 3 月 5 日提出、東白川村長。

21 ページの第 1 表 歳入歳出予算ですけれども、歳入、1 款 使用料及び手数料 4,582 万円、2 款 繰入金 1 億 3,746 万 1,000 円、3 款 繰越金 83 万 6,000 円、4 款 財産収入 2,000 円、分担金及び負担金はゼロでございます。6 款 村債 3,210 万円、7 款 国庫支出金 2,998 万 1,000 円、歳入合計 2 億 4,620 万円。

次に歳出、1 款 総務費 1,360 万 4,000 円、2 款 簡易水道事業費 9,449 万 2,000 円、3 款 施設維持管理費 2,774 万 2,000 円、4 款 公債費 1 億 1,016 万 2,000 円、5 款 予備費 20 万円、歳出合計 2 億 4,620 万円。

第 2 表 地方債、起債の目的、簡易水道事業、限度額 3,210 万円、起債の方法、普通貸借、利率 4 %、償還の方法ですけれども、一般会計と同じですので朗読は省略させていただきます。

議案第37号 平成25年度東白川村下水道特別会計予算。平成25年度東白川村下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,200万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
平成25年3月5日提出、東白川村長。

次のページですが、第1表 歳入歳出予算、歳入です。

1 款使用料及び手数料683万4,000円、2 款繰入金1,420万円、3 款繰越金96万5,000円、4 款財産収入1,000円、歳入合計2,200万円。

歳出ですが、1 款総務費729万5,000円、2 款施設維持管理費534万3,000円、3 款公債費926万2,000円、4 款予備費10万円、歳出合計2,200万円。

議案第38号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計予算。平成25年度東白川村国保診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,450万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。平成25年3月5日提出、東白川村長。

次のページ、第1表 歳入歳出予算、歳入ですけれども、1 款診療収入1億6,247万8,000円、2 款使用料及び手数料137万8,000円、4 款財産収入1,000円、5 款繰入金9,366万7,000円、6 款繰越金1,391万4,000円、7 款諸収入1,008万6,000円、9 款国庫支出金297万6,000円。歳入の合計ですけれども、2億8,450万円でございます。

歳出、1 款総務費2,452万6,000円、2 款医業費2億4,849万3,000円、基金積立金はございません。4 款公債費1,138万1,000円、5 款予備費10万円、歳出合計2億8,450万円。

議案第39号 平成25年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算。平成25年度東白川村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,540万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
平成25年3月5日提出、東白川村長。

次のページで第1表 歳入歳出予算、歳入ですけれども、1 款後期高齢者医療保険料1,759万4,000円、2 款使用料及び手数料1万円、3 款後期高齢者医療広域連合支出金20万3,000円、4 款繰入金1,749万3,000円、6 款繰越金10万円、歳入合計3,540万円。

32ページ、歳出です。1 款総務費100万7,000円、2 款後期高齢者医療広域連合納付金3,383万7,000円、3 款保健事業費35万6,000円、4 款諸支出金2万円、5 款予備費18万円、歳出合計3,540万円。以上でございます。

○議長(安江祐策君)

ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。明日7日は全員協議会開催のため、また8日は中学校卒業式のため、9日と10日は精読期間のため、7日から10日までの4日間、休会としたいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、3月7日から10日までの4日間は休会とすることに決定しました。

明日7日の全員協議会は、午前9時30分から行います。

また、11日は午前9時30分から全員協議会を午前中を目安に行い、午後から本会議を行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

本日はこれで延会とします。

午前10時09分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員